

## 放送法遵守義務確認等請求事件

# NHK は放送法を守る義務がある

## 併合集団訴訟(原告 126 名)第 10 回口頭弁論

### 裁判傍聴

10月1日(月) 14時00分～14時30分  
奈良地方裁判所 101号大法廷(傍聴席 70)

前回の法廷で、裁判官から答弁するよう  
求められた被告 NHK の対応を注視しよう

### 裁判報告・講演

14時30分～15時30分  
奈良教育会館 4階大会議室

- 裁判報告：弁護団
- 講演：裁判の経過と今後の方針  
講師：佐藤 真理 弁護団長

### 沈黙を続ける NHK

原告の主張に対し、NHK は無視を決め込んでいる。

- ◇ 放送法第 4 条は、受信契約者に対して法的義務
- ◇ 放送受信契約は、「有償双務契約」であり、NHK は受信料を受け取る対価として放送法第 4 条、国内番組基準を遵守して放送する義務を負う。
- ◇ 最高裁判決において、「受信料＝特殊負担金」は否定された！

### 安倍首相援護の NHK ニュース

- ◇ 長崎原爆の日、被爆者団体代表が安倍首相と面会し、政府の核兵器禁止条約への対応を批判したが、ニュースで伝えなかった。
- ◇ 8月15日戦没者追悼式での安倍首相の式辞で「反省」の言葉がなかったことを報道しなかった。

連絡先：「NHK 問題を考える奈良の会」 奈良合同法律事務所気付け  
〒630-8213 奈良市登大路町 5 修徳ビル 2F Tel:090-5675-5049 (齋藤)